



# 計 量 証 明 書

発行番号 : D14 0451 -00  
発行日 : 平成26年10月17日

住所 北海道勇払郡厚真町字共和114番7

株式会社 マテック 苫小牧支店 殿

株式会社 福井環境分析センター  
〒915-0802 福井県越前市北府二丁目1番5号  
TEL 0778-21-0075(代)  
認定特定計量証明事業者 認定番号 N-0034-01  
福井県計量証明事業登録 登録番号 特大気第1号  
登録番号 特水工第1号  
環境計量士 増田 明彦

御依頼を受けました試料の計量結果は以下のとおりであることを証明致します。

1. 計量の対象 : 水質中のダイオキシン類

2. 計量の方法 : 放流水  
「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」 (JIS K 0312(2008))

### 3. 試料の概要

試料名	採取場所	試料採取日時	試料採取者
放流水	株式会社 マテック 苫小牧支店 処分場 北海道勇払郡厚真町 字共和114番7	平成26年9月19日 10:50~10:55	北海道ア・ウォーター株式会社

4. 計量の結果 : 計量の結果は次頁のとおりです。

### 備考

※ この試料は、北海道ア・ウォーター株式会社において採取し、当社に持ち込まれた試料です。

- ・ 試料受領日 : 平成26年9月22日

株式会社 マテック 苫小牧支店 処分場

試料名 : 放流水

## 測定したダイオキシン類の構成(放流水)

整理番号	実測濃度 (pg/L)	試料における 定量下限 (pg/L)	試料における 検出下限 (pg/L)	毒性等価係数	毒性当量 (pg-TEQ/L)	
P C D F	2,3,7,8-TeCDF	ND	0.5	0.2	0.1	0
	1,2,3,7,8-PeCDF	ND	0.5	0.2	0.03	0
	2,3,4,7,8-PeCDF	ND	0.5	0.2	0.3	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	ND	1.0	0.3	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	ND	1.0	0.3	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	1.0	0.3	0.1	0
	2,3,4,6,7,8 + 1,2,3,6,8,9-HxCDF	ND	1.0	0.3	0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	(0.3)	1.0	0.3	0.01	0
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	ND	1.0	0.3	0.01	0
	OCDF	ND	2.5	0.8	0.0003	0
Total PCDFs	—	—	—	—	0	
P C D D	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.5	0.2	1	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.5	0.2	1	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	1.0	0.3	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	ND	1.0	0.3	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	1.0	0.3	0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	ND	1.0	0.3	0.01	0
	OCDD	ND	2.5	0.8	0.0003	0
	Total PCDDs	—	—	—	—	0
Total(PCDFs+PCDDs)	—	—	—	—	0	
D L P C B	3,4,4',5'-TeCB (#81)	ND	1.0	0.3	0.0003	0
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	(0.6)	1.0	0.3	0.0001	0
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	ND	1.0	0.3	0.1	0
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	ND	1.0	0.3	0.03	0
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	ND	1.0	0.3	0.00003	0
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	2.6	1.0	0.3	0.00003	0.000078
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	1.0	1.0	0.3	0.00003	0.000030
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	ND	1.0	0.3	0.00003	0
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	ND	1.0	0.3	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	(0.4)	1.0	0.3	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	ND	1.0	0.3	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	ND	1.0	0.3	0.00003	0
	Total DL-PCB	—	—	—	—	0.000108
Total ダイオキシン類	—	—	—	—	0.00011	
備考						

- 備考 1 この証明書は、実測濃度を証明するものである。  
 2 毒性当量は、算術値であるため参考値として記載する。  
 3 実測濃度の項において、括弧付きの数値は検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。  
 4 実測濃度の項において、NDは検出下限未満の濃度であることを示す。  
 5 毒性等価係数は、WHO-TEF(2006)を適用した。  
 6 毒性当量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出した。

環境計量士

